

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年4月1日 19時19分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市上濃地島南東岸 六口島灯標から真方位356° 1,200m付近 (概位 北緯34°26.6′ 東経133°45.6′)
事故の概要	貨物船新豊力は、航行中、上濃地島南東岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年4月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 新豊力、499トン
船舶番号、船舶所有者等	143436、株式会社翔洋
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 機関長、五級（航海）、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	船底部外板に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮流 西流約1.5ノット (kn) 日没時刻：18時26分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、空船で、水島航路を横断し、上濃地島南方沖を航行する予定で、福山港に向けて西進していた。</p> <p>機関長は、単独の船橋当直に就き、約14knの対地速力で航行し、下津井瀬戸を通過したころ、右舷船首方に南下する他船（以下「B船」という。）を認めた。</p> <p>本船は、右転して水島航路に沿って北西進し、B船と左舷対左舷で通過し、B船の左舷船尾を通過した後、機関長が、予定進路に戻ろうと思い、レーダーで上濃地島までの距離を確認し、上濃地島南方沖に向けて、上濃地島南東端の東方約300mで左旋回を始めたところ、西流の潮流に圧流されて、左回頭中、上濃地島南東岸に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.4m、船尾約3.0mであった。</p> <p>本船は、上げ潮に伴い自力離礁した。</p> <p>機関長は、左旋回して予定進路である上濃地島南方沖に向かうには、時機が遅く、同島を通過した後に、同島北方沖を経由して予定航行経路に戻れば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、機関長が船長経験を有しており、狭水道でも船橋当直を任せて問題ないと思い、昇橋しなかった。</p>

	<p>船長は、甲板部乗組員の船橋当直の負担を減らす目的で、機関長に船橋当直をさせていた。</p>
分析	<p>本船は、西流約1.5knの潮流がある状況下、北西進中、機関長が、南下するB船を避航後、左旋回して上濃地島南方沖の予定進路に戻ろうと思い、上濃地島南東端の東方約300mで左旋回を開始したことから、潮流に圧流され、西方に圧流されながら左回頭を続けて、上濃地島南東岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、西流約1.5knの潮流がある状況下、北西進中、機関長が、南下するB船を避航後、左旋回して上濃地島南方沖の予定進路に戻ろうと思い、上濃地島南東端の東方約300mで左旋回を開始したため、潮流に圧流され、西方に圧流されながら左回頭を続けて、上濃地島南東岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船橋当直者は、陸岸に近い海域では、潮流、浅所、自船の喫水、操縦性能等を考慮し、余裕を持って旋回が可能か判断すること。</li> <li>・ 船長は、船舶が輻輳する海域では、昇橋して操船指揮を行うこと。</li> <li>・ 船舶所有者及び船長は、機関部の法定職員に、甲板部の航海当直をさせないこと。</li> </ul>